

平成 28 年 4 月 6 日

北海道大学 北極域研究センター長 殿

氏 名 稲垣 治

## 終了報告書

- ・ 派遣支援先 機関名： アラスカ大学フェアバンクス校 (国名：アメリカ合衆国)
- ・ 受入研究者 Troy Bouffard
- ・ 研究課題名 (和文・英文)
  - (和文) 北極評議会における日本の役割に関する研究
  - (英文) A Study on the Role of Japan within the Arctic Council
- ・ 派遣支援期間：平成 28 年 3 月 8 日 ~ 平成 28 年 3 月 22 日

## 派遣支援期間中の研究実施状況及びその成果

## (1) 派遣支援期間中の研究実施状況

研究計画の通り、①Model Arctic Council (MAC) の傍聴、②Arctic Science Summit Week (ASSW) および Arctic Observing Summit (AOS) への参加、③北極評議会高級北極実務者 (SAO) 会合関係者へのインタビューの三点を実施したので、以下それぞれの実施状況を報告する。

## ① MAC の傍聴

滞在期間の前半 (3 月 9 日～14 日) には、MAC の傍聴を行った。今回のアラスカ大学フェアバンクス校における MAC は、2014 年にロシアの北方 (北極) 連邦大学で開催されたパイロット版に続く第 2 回となる開催であり、約 70 名の学生が参加していた。MAC は、凡そ以下のような流れで進められた。まず作業部会 (Working Group) の模擬交渉が行われ、そこで SAO 会合に対する勧告が採択された。続いて、SAO 会合が開かれ、そこで作業部会の勧告を基にして閣僚会合が採択する閣僚宣言の模擬交渉がなされた。そして最後に閣僚会合が開かれ、各参加者によるステートメント発表の後、閣僚宣言 (フェアバンクス宣言) が採択され、幕を閉じた。参加学生は、いずれかの会合に出席する構成国、常時参加者、オブザーバー (国、IGO、NGO) の代表として担当が割り振られ、交渉に参加していた。また具体的な交渉の題材は、北極圏海洋環境保護作業部会 (PAME) を舞台とした海洋観光プロジェクトと資源開発

のための海上交通の規制、持続可能な開発作業部会（SDWG）を舞台とした水へのアクセスプロジェクトと先住民の自殺削減プロジェクトの4つで議論がなされた。

傍聴していて印象に残ったのは、模擬交渉が各参加者のステートメントの発表や実体的な議論に費やされており、勧告や閣僚宣言の具体的な文言に関する対立や議論が必ずしも多くなかったということだった。ではどのようにして最終的な文言が決定されたかと言えば、実体的な議論に基づき、それぞれの会合のリードが殆どの文言を決定したということであった。確かに時間的な制約はあるものの、この種の模擬交渉の醍醐味は、文言交渉での工夫により合意可能な成果物を作成していくというところにあるように思われ、より文言交渉を議論のメインに据えることでさらに良いエクササイズになるのではないかと感じた。

## ② ASSW および AOS への参加

滞在期間の後半は、ASSW および AOS に参加した。この目的は、北極における国際的な法秩序形成に関する最新情報の収集と北極の研究者とのコネクションの構築のためである。ASSW の参加する中で特に有益だったのは、3月15日に行われた International Arctic Assembly Day における米国の David Balton 大使および米 국무省 Evan Bloom 氏の講演であった。Balton 大使の講演は、現在行われている北極海中央部における公海漁業レジームの交渉の展開についてであり、また Bloom 氏の講演は、同氏が共同議長を務める科学協力タスクフォース（SCTF）で現在進められている北極科学協力協定の交渉状況についてであったが、いずれも最新の議論状況を把握する上で参考になった。

AOS に関しては、プレナリー会合と「主体と利害関係者の関与および持続可能な北極の観測の必要性」と題されたブレイクアウトセッションのテーマ4に参加した。このセッションは、北極観測活動にいかに関与をはじめとする利害関係者が関与することが出来るのか、また北極観測活動で得られた科学的知見をどのようにこれら利害関係者に還元するのかという点を問うものであったが、必ずしも私の関心に結びつくものではなかった。

## ③ SAO 会合関係者へのインタビュー

②と同時並行的に行ったのは、北極評議会の SAO 会合の関係者へのインタビューである。この目的は、SAO 会合でのオブザーバー制度に関する議論状況、とりわけ2013年の北極評議会の手続規則の改正で導入されたオブザーバーのレビュープロセスの実施についての議論状況を把握することであった。結果的には、何とか SAO 会合にオブザーバーとして参加されていた方からお話を伺うことが出来た（インタビューの内容に関しては、(2)「研究の成果」において記述する）。

### (2) 研究の成果

以上の研究を行ったことによる成果としては、以下の3点が挙げられる。第1に、各種イベントの参加や関係者へのインタビューを通じて、北極評議会やその他北極における国際秩序形成に関する最新の情報を入手することができた。まず、最大の目的であった SAO 会合におけるオブザーバーに関する議論に関しては、今回の会合では、オブザーバーやオブザーバーのレビュープロセスに関する議論はなされなかったという情報を得ることができた。他方で2016年10月にメイン州ポートランドで開かれる次回の SAO 会合では、前回のアンカレッジ会合で行われたようなオブザーバーの特別セッションが行われる可能性があるという情報

も入手できた。したがって、次回の SAO 会合に注目しておかなければならない。

上述した米国の Bolton 大使の北極海中央部における公海漁業に関する講演においても、興味深い発見があった。それは大使が、昨年 12 月のワシントン会合から始まったいわゆる 5+5 会合の成立の背景として、「北極沿岸 5 か国が現実的利益 (real interest) を持つと考える 5 か国を招待した」と説明していた点である。というのも、「現実的利益」という用語は 1995 年の公海漁業協定第 8 条 3 項や第 9 条 2 項に用いられている条約上の用語であり、この大使の発言は、少なくとも米国がこの交渉を公海漁業協定の関連規定に従って進めていることを示唆するものだったからである。

また MAC に参加していた学生達との対話により、各国の北極政策について理解を深めることが出来た。中でもアイスランドのアクレイリ大学から参加していた学生から聞いたアイスランド政府の北極公海漁業への立場について情報は今後の研究に生かし得るものであった。

第 2 に、第 1 の点とも関連するが、本研究を通じて、北極評議会の中でのオブザーバー国の関与の現状を体感できた。言い換えれば、SAO 会合やタスクフォースなどの政策志向の強い会合において、いかにオブザーバー国の関与が制限されているかということを感じることが出来た。このことは、MAC の傍聴からも窺えるところがあり、また SAO 会合に関するインタビューを通じて、オブザーバー国が SAO 会合に関与できたのは、オブザーバー国のグループステートメント（個別のオブザーバー国によるステートメントではない！）をドイツが代表して読み上げたことに限られていたと知ったことからそのような感じられた。北極科学協力協定をはじめとして非北極国の利益に影響を与える条約が北極評議会で作られようとしている現在、日本を含むオブザーバー国の北極評議会への関与をいかにより実質的なものへと強化していけるのかについて真剣に考えていかなければならないと感じた。

またこのことに関連して、意外に感じられたのは、MAC の参加学生のほとんど全てが、北極評議会の加盟国に所在する大学の学部生または大学院生であり、日本、中国、韓国などアジアの大学に所属する参加者がいなかったことである（唯一非北極国からはイギリスの大学に所属する学生が 1 人参加していた）。当初、日本よりも積極的な北極政策を展開する中国や韓国の大学の学生と多く出会うことを予想していたところ、これは意外なことであった。もっとも、MAC への門戸は、非北極国に所属する学生にも開かれているのであり、2018 年にフィンランド・ラップランド大学で開催される予定の第 3 回 MAC では日本の大学の学生が参加することが期待される。

第 3 に、本研究を通じて、北極の研究者とのコネクションを築けた。北極の研究に従事して日の浅い私としては、研究の基盤を構築する上で、人的コネクションは何よりも必要なものであった。MAC や ASSW の参加を通じて社会科学系の北極研究者と知り合うことが出来たことは、今後の研究のための貴重な財産である。

このように本研究は、それ自体で直ちに学術的成果（＝学術論文）となる性質の研究ではないものの、今後の研究の遂行していくための基盤整備という意味で、実りの多いものであったのではないかと評価している。今後は、この基盤を活用して、北極に関する学術的成果を生み出す努力をしていきたい。最後になったが、本研究の審査及び実施にご協力いただいた北海道大学および ArCS の関係者の皆さまに心より御礼申し上げたい。